

長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱

平成17年9月15日 制 定
最終改正 平成28年3月31日27監第307号

(目的)

第1条 この要綱は、県内の優良な建設業者が合併等を行った場合の、県が発注する建設工事における資格審査並びに制限付き一般競争入札、簡易工事応募型指名競争入札及び指名競争入札に参加する者の選定等における特例措置（以下「特例措置」という。）を設けることにより、合併等による経営基盤及び技術力の強化などの取組みを支援し、建設産業全体の再生を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 県が発注する建設工事の入札に参加するため建設業者が有すべき資格。
- (2) 承継 入札参加資格を有する者が、当該資格について入札参加資格のない者或いは既に入札参加資格を有している者に、その地位を引継がせること。
- (3) 入札参加資格者 長崎県建設工事入札参加者格付要綱（昭和29年11月20日制定。以下「格付要綱」という。）第4条の規定により入札参加資格名簿に登載されている者をいう。
- (4) 合併 会社法（平成17年法律第86号）の規定による合併をいう。
- (5) 事業の譲渡 会社法の規定による事業の譲渡をいう。
- (6) 分割 会社法の規定による会社分割をいう。
- (7) 主たる営業所 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち本社、本店等建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有するものをいう。
- (8) その他の営業所 法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所以外のものをいう。
- (9) 県内建設業者 主たる営業所を県内に有する建設業者をいう。
- (10) 審査結果等 格付要綱第4条及び第5条に規定する建設工事の種類毎の審査点数及び格付けをいう。
- (11) 総合数値 格付要綱第5条に規定する、同要綱第4条第3号の客観的審査事項と第4号の主観的審査事項の審査点数を合わせた数値をいう。

(特例措置の適用対象)

第3条 入札参加資格を引き続き5年以上有する（関係会社が3者以上の場合で、2者以上が引き続き5年以上入札参加資格を有する場合を含む。）県内建設業者において、格付要綱第8条各号に該当する合併、事業の譲渡及び分割（以下「合併等」という。）を原因とした承継があり、加えて当該合併等を構成する県内建設業者の全てが同要綱第5条の格付けを行う建設工事の種類の入札参加資格のうち同一のものを有し、かつその格付けがA（又は最低でも1者はAでその他はB以上）であるとの要件を満たす場合、次の各号のいずれかに該当する者は特例措置の対象とする。

- (1) 合併により、その一方が存続した場合における存続会社又は、新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併会社」と総称する。）
- (2) 他の入札参加資格者から建設業に係る事業の全部を譲り受けた会社（以下「譲受け会社」という。）
- (3) 他の入札参加資格者の会社分割により建設業に係る事業の全てを承継した会社（以下「承継会社」という。）

（総合数値の調整等）

第 4 条 前条に規定する合併会社、譲受け会社及び承継会社（以下「合併会社等」と総称する。）の入札参加資格の審査においては、格付要綱第 3 条第 2 項（申請の日の属する入札参加資格審査の場合のみ。）及び第 4 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

2 第 6 条の規定により特例措置適用を申請した合併会社等の審査結果等は、格付要綱第 9 条に定める再度の資格審査の例により算定するものとし、次年度以降は同要綱に規定する通常の算定方法等によるものとする。

その場合の格付要綱第 4 条第 3 号の客観的審査事項の審査点数については、当該算定の基礎となる総合評定値通知書に記載された建設工事の種類毎の総合評定値に、次の各号に定める率を当該総合評定値に乗じた点数（小数点以下切り捨て）を加算したものとする。

(1) 格付要綱第 8 条の承継申請時に添付する総合評定値通知の審査基準日から 3 年を経過する日が属する年度まで

10 パーセント

(2) 前号に定める期間の後、2 年間

5 パーセント

3 前項により認定した資格の有効期間は、前条による申請の日が属する入札参加資格の有効期間（以下「当初資格期間」という。）の終期までとし、次年度以降は、前項により点数加算を行うとした年度毎の有効期間の終期までとする。

（指名選定等における調整）

第 5 条 前条により総合数値の調整等を行うこととなった合併会社等にかかる指名競争入札の指名選定の運用については、次の各号に定めるところによる。

(1) 合併等を行った県内建設業者が消滅又は廃業する場合の主たる営業所のある県土木部関係地方機関の管内地域（以下「管内地域」という。）に、合併会社等がその他の営業所（法第 3 条に規定する営業所で、県が発注する工事の種類に適合する建設業許可を有し、県入札参加資格名簿に登載された営業所に限る。）を設置する場合には、地理的要件において主たる営業所並みの評価を与える。

(2) 合併等により消滅又は廃業する県内建設業者の有する県工事实績及び同工事成績を引き継いだものとして評価を行う。

2 前条により総合数値の調整等を行うこととなった合併会社等にかかる制限付き一般競争入札及び簡易工事応募型指名競争入札の運用については、次の各号に定めるところによる。

(1) 公告で定める県発注工事の営業所に係る地理的要件については、合併等を行った県内建設業者が消滅又は廃業する場合の主たる営業所のある管内地域に、合併会社等がその他の営業所（法第 3 条に規定する営業所で、県が発注する工事の種類に適合する建設業許可を有し、県入札参加資格名簿に登載された営業所に限る。）を設置する場合には、

主たる営業所とみなして取り扱うものとする。

(2) 公告で定める県工事成績及び同施工実績に係る要件については、合併等により消滅又は廃業する県内建設業者の有する県工事实績及び同工事成績を引き継いだものとして取り扱う。

3 前項2に掲げる主たる営業所並みの評価を受け、または主たる営業所とみなされた合併会社等のその他の営業所が、その要件となった管内地域以外の地域に所在地を変更した場合、前2項の地理的要件についての運用は行わないものとする。

4 第1項及び第2項の措置の有効期間は、第7条の特例措置の認定日から次の各号に定める期間を経過する日が属する年度の末日までとする。

(1) 第1項第1号及び第2項第1号の地理的要件に係るものについては3年

(2) 第1項第2号及び第2項第2号の工事实績要件に係るものについては10年

(3) 第1項第2号及び第2項第2号の工事成績要件に係るものについては2年

(特例措置の申請手続き等)

第6条 特例措置適用の申請をしようとする者は、様式第1号(合併等に係る特例措置適用申請書)により申請するものとする。

2 当初資格期間以降の特例措置適用については、辞退の申し出がない限り当該措置を継続するものとし、前項の申請を再度行う必要はないものとする。

3 前項の辞退の申し出については、様式第2号(合併等に係る特例措置辞退申出書)により行うものとする。

4 第1項の申請は、合併等の事実発生の日から6ヶ月以内に行わなければならない。

(特例措置に係る認定の通知)

第7条 前条の規定による申請があり、その内容が第3条の適用対象に照らして適当であるときは、知事は、第4条及び第5条の入札参加資格に係る特例措置の認定を行うとともに、当該措置適用に係る審査結果等の内容について、格付要綱第9条に定める再度の資格審査結果の通知(以下「再認定通知」という。)に反映させた上で、様式第3号(合併等による特例措置認定通知書)により申請者あて通知するものとする。

この場合、当該再認定通知には特記事項として「合併等による特例措置適用」と明記する。

2 知事は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく各発注機関長等に対して、同様に再認定通知に当該特例適用に係る内容を反映させた上で、様式第4号(合併等による特例措置認定内容通知書)により通知を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当初資格期間以降の特例措置適用後の審査結果等の通知については、格付要綱第4条に規定する入札参加資格名簿への登載をもって代えるものとする。

(特例措置の取り消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条及び第5条による特例措置を取り消すことができるものとする。

(1) 合併等後の事業の譲渡、分割等により、当初の合併等の目的が達せられないと認められるとき。

(2) 特例措置適用の申請内容に虚偽が認められたとき。

2 前項の規定による取り消しを行った場合は、様式第5号(合併等に係る特例措置取消通知書)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、その都度定めることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年9月15日から施行し、平成20年3月31日限り、その効力を有する。
- 2 この要綱の施行日前に行われた合併等については、平成17年4月1日以降に行われたものに限り特例措置適用の対象とする。その場合第6条第4項の適用においては、「事実発生の日から6ヶ月以内」とあるのは「事実発生の日から1年以内」と読みかえる。
- 3 必要と認める場合は、第1項の規定にかかわらず、特例措置の適用に係る申請期間を延長することができるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、特例措置の適用に係る申請期間については、平成20年4月1日以後の申請についても、当分の間有効とする。

合併等に係る特例措置適用申請書

平成 年 月 日

長崎県知事

様

(申請者)所在地
商号
代表者氏名

印

長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱第6条第1項の規定に基づき、県建設工事入札参加資格審査並びに制限付き一般競争入札、簡易工事応募型指名競争入札及び指名競争入札に参加する者の選定等における特例措置の適用を申請します。

なお、下記内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 合併等を行った日 平成 年 月 日

2. 申請理由 { 会社合併・事業譲渡(建設業全部等)・会社分割(吸収分割で建設業全部等を承継した場合のみ) } を行い、長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱第3条の要件に該当するため。
(該当する原因を で囲む。)

3. 合併等を行う以前の会社の名称等

(1) 存続会社(又は譲受け会社、承継会社)

商号	
建設業許可番号	許可(般・特-)第 号
代表者氏名	
県入札参加資格に係る業種(格付け業種のみ)	土・建・電・管・ほ 該当業種を で囲む。

(2) 消滅会社(又は譲渡し会社、分割会社)

1	商号	
	建設業許可番号	許可(般・特-)第 号
	代表者氏名	
	県入札参加資格に係る業種(同上)	土・建・電・管・ほ 該当業種を で囲む。
2	商号	
	建設業許可番号	許可(般・特-)第 号
	代表者氏名	
	県入札参加資格に係る業種(同上)	土・建・電・管・ほ 該当業種を で囲む。

4. 合併等に係る存続(新設)会社(又は譲受け会社、承継会社)の状況

	名称	住所	許可業種(その他営業所は委任業種)
主たる営業所			土・建・電・管・ほ 該当業種を で囲む。
その他営業所			土・建・電・管・ほ 該当業種を で囲む
			土・建・電・管・ほ 該当業種を で囲む。

合併等に係る特例措置辞退申出書

平成 年 月 日

長崎県知事 様

(申請者)所在地
商号
代表者氏名

印

長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱第6条第3項の規定に基づき認定を受けた、下記内容に係る特例措置について辞退します。

記

1. 特例措置認定会社等

商号		
建設業許可番号	許可(般・特-)第 号	
代表者氏名		
特例適用を受けた入札参加資格に係る業種(格付け業種のみ)	土・建・電・管・ほ 該当業種を で囲む。	
認定通知日(効力を生じる日)	平成 年 月 日(平成 年 月 日)	
特例措置を受けたその他営業所名等		
名称	住所	(委任を受けた)許可業種
		土・建・電・管・ほ 該当業種を で囲む
		土・建・電・管・ほ 該当業種を で囲む

2. その他(辞退する理由等)

合併等による特例措置認定通知書

(商号)
(代表者) 様

長崎県知事 印

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1. 県建設工事入札参加資格審査に係る特例措置

(1) 特例措置適用後の入札参加資格等

建設工事の種類	(特例措置適用後)総合数値	格付	参考(特例措置適用前)総合数値

(2) 有効期限 認定通知の日から平成 年 月 日まで
ただし、(1)の資格内容の適用期限は平成 年 月 日までとし、その後は県建設工事入札参加資格名簿(格付表)への登載をもって、本通知にかえる。

(3) その他 別添(再度の)入札参加資格決定通知書の格付けされた建設工事の種類に係る入札参加資格については、(1)の特例措置適用済み。

2. 県建設工事指名選定等に係る特例措置

(1) 地域要件等に係る特例措置適用となる営業所

(その他の)営業所名	住 所	(委任を対抗)許可業種
		土・建・電・管・ほ
		土・建・電・管・ほ

(2) 工事实績(成績)等に係る特例措置

本認定に係る合併等により、消滅又は廃業することとなった入札参加資格を有する県内建設業者の県工事施工実績及び成績は、(指名選定上の取扱い並びに制限付き一般競争入札及び簡易工事応募型指名競争入札に係る公告の資格要件において)特例認定申請者が引き継いだものとみなす。

(3) 有効期限 上記(1) 認定通知の日から平成 年 月 日まで
上記(2)のうち県工事施工実績に係るもの
認定通知の日から平成 年 月 日まで
上記(2)のうち県工事成績に係るもの
認定通知の日から平成 年 月 日まで

3. その他

本認定後に、長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱第8条に該当することとなった場合は、速やかに監理課あて報告を行うこと。

監 第 号
平成 年 月 日

合併等による特例措置認定内容通知書

格付表配布機関長 様

土 木 部 長
(公印省略)

長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱第6条第1項の規定に基づき申請のあった件について、下記のとおり特例措置の適用を認定しましたのでお知らせします。

記

- 申請者に係る事項
建設業者名(商号)
所在地
代表者名
(建設業)許可番号 (許可(般・特 -)第 号)
- 特例措置適用を行う理由
- 特例措置に係る内容

ア 県建設工事入札参加資格審査に係る特例措置

(1) 特例措置適用後の入札参加資格等

建設工事の種類	(特例措置適用後)総合数値	格付	参考(特例措置適用前)総合数値

- 有効期限 認定通知の日から平成 年 月 日まで
ただし、(1)の資格内容の適用期限は平成 年 月 日までとし、その後は県建設工事入札参加資格名簿(格付表)への登載をもって、本通知にかえる。
- その他 別添入札参加資格再決定通知書の格付けされた建設工事の種類に係る入札参加資格については、(1)の特例措置適用済み。

(裏面に続く)

イ 県建設工事指名選定等に係る特例措置

(1) 地域要件等に係る特例措置適用となる営業所

(その他の)営業所名	住 所	(委任受託) 許可業種
		土・建・電・管・ほ
		土・建・電・管・ほ

(2) 工事实績(成績)等に係る特例措置

本認定に係る合併等により、消滅又は廃業することとなった入札参加資格を有する県内建設業者の県工事施工実績及び成績は、(指名選定上の取扱い並びに制限付き一般競争入札及び簡易工事応募型指名競争入札に係る公告の資格要件において)特例認定申請者が引き継いだものとみなす。

- (3) 有効期限
- | | | | | |
|----------------------|------------|---|---|-----|
| 上記(1) | 認定通知の日から平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 上記(2)のうち県工事施工実績に係るもの | 認定通知の日から平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 上記(2)のうち県工事成績に係るもの | 認定通知の日から平成 | 年 | 月 | 日まで |

4. その他

監 第 号
平成 年 月 日

合併等に係る特例措置取消通知書

（商号）
（代表者） 様

長崎県知事 印

平成 年 月 日付けで通知しました、長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱第6条第1項の規定に基づく県建設工事入札参加資格審査並びに制限付き一般競争入札、簡易工事応募型指名競争入札及び指名競争入札に参加する者の選定等における特例措置の適用について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

1．取り消しの理由

2．取り消しの対象となる特例措置